

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成28年3月24日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 1500526 号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 1500182 号

第1 結論

請求者の A 社（現在は、B 社）C 工場における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和 37 年 6 月 30 日から同年 7 月 1 日に訂正し、同年 6 月の標準報酬月額を 1 万円とすることが必要である。

昭和 37 年 6 月 30 日から同年 7 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和 37 年 6 月 30 日から同年 7 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 21 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 37 年 6 月 30 日から同年 7 月 1 日まで

厚生年金保険の記録では、A 社 C 工場から同社 D 工場へ異動したときの被保険者記録が無い。両工場とも同じ敷地内にあり、継続して勤務していたので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者の雇用保険被保険者記録、B 社 C 工場の回答及び複数の同僚の陳述から判断すると、請求者は、A 社に継続して勤務し（昭和 37 年 7 月 1 日に同社 C 工場から同社 D 工場に異動）、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者の A 社 C 工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における昭和 37 年 5 月の記録から、1 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和 37 年 6 月 30 日から同年 7 月 1 日までの期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているが、当該期間について、事業主が資格喪失年月日を同年 7 月 1 日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 6 月 30 日と誤って記録したとは考え難いことから、事業主から同年 6 月 30 日を資格喪失月

日として健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 1500527 号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 1500183 号

第 1 結論

請求者の A 社（現在は、B 社）C 工場における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和 37 年 6 月 30 日から同年 7 月 1 日に訂正し、同年 6 月の標準報酬月額を 1 万円とすることが必要である。

昭和 37 年 6 月 30 日から同年 7 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和 37 年 6 月 30 日から同年 7 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 37 年 6 月 30 日から同年 7 月 1 日まで

厚生年金保険の記録では、A 社 C 工場から同社 D 工場へ異動したときの被保険者記録がない。両工場とも同じ敷地内にあり、継続して勤務していたので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

請求者の雇用保険被保険者記録、複数の同僚の陳述及び B 社 C 工場が保管している昭和 37 年の社報第 * 号に掲載された人事辞令から判断すると、請求者は、A 社に継続して勤務し（昭和 37 年 7 月 1 日に同社 C 工場から同社 D 工場に異動）、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者の A 社 C 工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における昭和 37 年 5 月の記録から、1 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和 37 年 6 月 30 日から同年 7 月 1 日までの期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているが、当該期間について、事業主が資格喪失年月日を同年 7 月 1 日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 6

月 30 日と誤って記録したとは考え難いことから、事業主から同年 6 月 30 日を資格喪失年月日として健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。